

食 品 安 全 委 員 会 第 340 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 22 年 7 月 15 日 (木) 13:59 ~ 14:52

2 . 場 所 食 品 安 全 委 員 会 事 務 局 大 会 議 室

3 . 議 事

(1) 食 品 安 全 基 本 法 第 24 条 に 基 づ く 委 員 会 の 意 見 の 聴 取 に 関 す る リ ス ク

管 理 機 関 か ら の 説 明 に つ い て

・ 添 加 物 2 品 目

2 - (3 - フェニルプロピル) ピリジン

2 , 3 - ジエチル - 5 - メチルピラジン

(厚生労働省からの説明)

(2) 農 薬 専 門 調 査 会 に お け る 審 議 結 果 に つ い て

・ 農 薬 「 ペ ン ス ル フ ロ ン メ チ ル 」 に 関 す る 審 議 結 果 の 報 告 と 意 見 ・ 情
報 の 募 集 に つ い て

(3) 食 品 安 全 基 本 法 第 24 条 に 基 づ く 委 員 会 の 意 見 に つ い て

・ 添 加 物 「 2 , 6 - ジ メ チ ル ピ リ ジ ン 」 に 係 る 食 品 健 康 影 響 評 価 に つ
い て

・ 動 物 用 医 薬 品 「 鶏 コ ク シ ジ ウ ム 感 染 症 (ネ カ ト リ ッ ク ス) 生 ワ ク チ ン
(日 生 研 鶏 コ ク シ 弱 毒 生 ワ ク チ ン (N e c a) の 再 審 査 」 に 係 る 食 品 健 康
影 響 評 価 に つ い て

・ 動 物 用 医 薬 品 「 牛 ク ロ ス ト リ ジ ウ ム 感 染 症 5 種 混 合 (ア ジ ュ バ ン ト
加) ト キ ソ イ ド (“ 京 都 微 研 ” キ ャ ト ル ウ ィ ン - C15) の 再 審 査 」 に 係
る 食 品 健 康 影 響 評 価 に つ い て

(4) 「 食 の 安 全 ダ イ ヤ ル 」 に 寄 せ ら れ た 質 問 等 (平 成 22 年 6 月 分) に つ
い て

(5) 食 品 安 全 関 係 情 報 (6 月 21 日 ~ 7 月 2 日 収 集 分) に つ い て

(6) そ の 他

4．出席者

（委員）

小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

（説明者）

厚生労働省 俵木基準審査課長

（事務局）

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勧告広報課長、
本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5．配布資料

資料１－１ 食品健康影響評価について

資料１－２ 「２－（３－フェニルプロピル）ピリジン」及び「２，３－ジエチル－５－メチルピラジン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

資料２ 農薬専門調査会における審議結果について ペンスルフロンメチル

資料３－１ 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について ２，
６－ジメチルピリジン

資料３－２ 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
鶏コクシジウム感染症（ネカトリックス）生ワクチン（日生研鶏コクシ弱毒生ワクチン（Neca）の再審査

資料３－３ 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
牛クロストリジウム感染症５種混合（アジュバント加）トキソイド（“京都微研”キャトルウィン－C15）の再審査

資料４ 「食の安全ダイアル」に寄せられた質問等（平成22年６月分）について

資料５－１ 食品安全関係情報（６月21日～７月２日収集分）について

資料５－２ 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から「食品安全委員会（第340回会合）」を開催いたします。

本日は、7名の委員が出席です。また、厚生労働省から俵木基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第340回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。議事次第の紙の外に。

資料1-1「食品健康影響評価について」。

資料1-2「2-（3-フェニルプロピル）ピリジン」及び「2,3-ジエチル-5-メチルピラジン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について」。

資料2「農薬専門調査会における審議結果について ベンスルフロンメチル」。

資料3-1「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について 2,6-ジメチルピリジン」。

資料3-2「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について 鶏コクシジウム感染症(ネカトリックス)生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒生ワクチン(Neca)の再審査」。

資料3-3「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について 牛クロストリジウム感染症5種混合(アジュバント加)トキシイド(“京都微研”キャトルウィン-CI5)の再審査」。

資料4「「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成22年6月分）について」。

資料5-1「食品安全関係情報（6月21日～7月2日収集分）について」。

資料5-2「食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報」。

以上でございます。不足はございませんでしょうか。

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○小泉委員長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。

最初に「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。資料1-1にありますとおり、厚生労働大臣から7月9日付け

で、添加物 2 品目につきまして、食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の俵木基準審査課長から説明をお願いいたします。

○ **俵木基準審査課長** ありがとうございます。資料 1 - 2 で御説明させていただきます。

国際汎用香料 2 品目につきまして、御評価をお願いするものでございます。国際汎用香料につきましては、御案内のとおり JECFA での安全性評価が終了し、米国、EU 諸国等で使用が広く認められているものとして、国が指定に向けた検討を進めてきているものでございまして、今回御評価をお願いする 2 品目について評価の資料が整いましたので、御評価をお願いするものでございます。

まず、表側の「2 - (3 - フェニルプロピル) ピリジン」でございますけれども、本剤は天然の食品中には存在していない合成の香料成分でございまして、欧米では焼菓子等さまざまな加工食品に使用されている香料でございます。

また、裏側の「2 , 3 - ジエチル - 5 - メチルピラジン」でございますけれども、これにつきましては、ライ麦パン、ポップコーン等の通常の食品中にも存在する香料でございます。欧米では、焼き菓子等さまざまな加工食品に香りづけということで使用されているということでございます。

通常どおり食品安全委員会での食品健康影響評価をいただきましたら、薬事・食品衛生審議会におきまして、添加物としての指定、それから必要な規格基準の設定について検討を進めていく予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ **小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○ **小泉委員長** それでは、本 2 件につきましては、添加物専門調査会において審議することといたします。俵木課長、どうもありがとうございました。

○ **俵木基準審査課長** よろしく申し上げます。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「農薬専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されております。まず、担当委員の廣瀬さんから説明をお願いいたします。

○廣瀬委員 それでは、資料 2 の要約、5 ページに沿って概略を説明したいと思います。

ベンスルフロンメチルは、スルホニルウレア系の除草剤でありまして、分岐鎖アミノ酸生合成経路のキーエンザイムでありますアセトラクテート合成酵素を阻害することによって、植物の生育に必要なタンパク質の合成を阻害して、主に水田雑草を枯れ死すると考えられております。

今回、本剤につきましては、農薬抄録及びアメリカの資料を用いまして、健康影響評価を実施いたしました。

本剤の毒性は全体的に弱くて、投与による影響としましては、ラット、マウスで肝細胞肥大、イヌではアルカリホスファターゼ、それから ALT のような肝酵素の増加や胆石など、肝胆道系への影響や、ラットでは軽度の貧血等が認められました。

発がん性、繁殖能への影響、催奇形性、遺伝毒性は認められませんでした。

各試験で得られました無毒性量のうち一番小さい値は、ラットを用いた 2 世代繁殖試験、2 世代繁殖試験は 2 種類行われておりまして、繁殖試験 の 14.5 mg/kg 体重/日でしたが、ただこの試験でその上の最小毒性量であります 7,500 ppm 投与群、この投与群の検体摂取量は 427～695 mg/kg 体重/日でありまして、無毒性量であります 14.5 mg/kg 体重/日のおよそ 29～48 倍になりますが、この群で認められました体重増加抑制は軽微であったこと。更に、2 世代繁殖試験のもう一つの試験 では、最高用量の 7,500 ppm、この投与群の検体摂取量は 506～636 mg/kg 体重/日になりますけれども、この群でも毒性所見が認められなかったことから、2 世代繁殖試験の無毒性量は 7,500 ppm 付近にあると考えられました。したがって、ラットにおける無毒性量の最小値は 14.5 mg/kg 体重/日とするよりも、2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の 30 mg/kg 体重/日とするのが適切であると考えられ、この 30 mg/kg 体重/日と他の試験で得られました無毒性量を比較しますと、結局イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の無毒性量 19.9 mg/kg 体重/日が最も低い値であったということで、これを ADI の設定根拠にすることが妥当と考えられました。

以上から食品安全委員会農薬専門調査会は、イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の無毒性量 19.9 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数 100 で割った 0.19 mg/kg 体重/日を ADI と

設定いたしました。

詳細につきましては、事務局の方から説明をお願いします。

○北條評価課長 それでは、資料 2 に基づいて、補足の説明をさせていただきます。

まず、評価書（案）の 3 ページの審議の経緯を御覧いただきたいと思います。この農薬につきましては、1987 年に初回農薬登録をされております。2005 年にポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が定められているものでございます。

今回の評価の要請につきましては、2008 年基本法 24 条 2 項に基づく評価の要請が厚生労働省からございました。内容について、かいつまんで御紹介をいたします。

安全性に係る試験の概要につきましては、7 ページ以降に記載がされております。動物体内運命試験につきましては、ラットを用いて検討されておりますが、表 1 に示しますように、 T_{max} は 1 時間で速やかに吸収をされます。半減期が 7 ないし 9 時間で、通常の減衰を示すというものでございます。

吸収率でございますが、低用量群におけます検討の結果では、吸収率は 95% 以上で吸収も良好でございます。

8 ページの方にまいりまして、分布でございますが、吸収されますと血漿、肝臓、腎臓で比較的高い濃度分布をするという結果でございます。

投与後 96 時間後には組織で検出されなかったということで、減衰は速やかに行われるという性質のものでございます。

代謝でございますけれども、尿中の主要代謝物は *O*-脱メチル体でございます M1 が主要代謝物ということが同定をされております。

排泄でございますけれども、結果は 10 ページ～11 ページのところに記載がされております。11 ページの表 5 には、投与後 24 時間の排泄率が記載されておりますけれども、胆汁中にも比較的多く排泄をされておりまして、同程度が尿中に排泄をされ、糞中排泄は少ないという結果でございます。

植物体内運命試験でございますが、水稻を用いて検討されております。種々の部位について測定をされておりますけれども、いずれの部位におきましても残留放射能は低いということで、ベンスルフロンメチルが吸収されにくい性質の農薬ということがわかってございます。

少し飛びますが、毒性試験の成績については 17 ページ以降に記載がございます。廣瀬委員からも御紹介がございましたけれども、比較的毒性の弱い農薬でございます。反復投与

毒性試験の成績につきましては、18 ページ以降にまとめられておりますけれども、主な所見は肝臓に認められるという特徴がございます。

19 ページには、2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の結果、これはラット及びマウスで実施されておりますが、いずれの試験でも発がん性は認められておりません。

生殖発生毒性試験の結果でございますけれども、ラットを用いました 2 世代繁殖試験の結果では、繁殖能に対する影響は認められなかったところでございます。

発生毒性試験につきましては、ラットで比較的高い濃度で化骨不全が認められておりますけれども、これらの所見は低体重に関連した所見と考察をされております。

また、ウサギにつきましては、特に問題となる所見は認められておりません。

遺伝毒性試験の結果は、21 ページにまとめられておりますが、すべての試験結果が陰性で遺伝毒性はないものと考えられたという考察をされております。

食品健康影響評価につきましては、23 ページにまとめられております。ADI の設定につきましては、先ほど廣瀬委員から詳細に御説明があったところでございまして、最終的な結論は 24 ページにまとめられてございますが、ADI として 0.19 mg/kg 体重/日と設定するという結論でございます。

本評価書（案）につきましては、本日委員会終了後、8 月 13 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。

どうぞ。

○廣瀬委員 私が説明しておいて、また修正をお願いするのはちょっとおかしいんですけども、わかりにくいところあるいは表現がちょっと不適切であろうというところがございますので、少し修正をお願いしたいんですけども、その原案はお配りはしていないんですね。

○西村総務課長 資料には入っておりません。

○廣瀬委員 そうしましたら、私がちょっと読み上げたいと思いますけれども、まず 1 つ

目はもとの要約の４段落目の２行目「7,500 ppm 投与群」という記載がありますけれども、「7,500 ppm」の後に、検体摂取量を mg/kg 体重/日で追記した方が無毒性量との比較がしやすいことと、もう一つは下の２世代繁殖試験ではそれが記載されておりますので、その追記をお願いしたいということ。

２番目は、すぐ後のところで「投与群で認められた体重増加抑制は軽微であったこと」となっておりますけれども、この「軽微」は抄録を確認しましたところ、「軽微」という表現ではなくて「一過性」ということですので、正確な表現を期するために「軽微」を「一過性」に変えていただきたいということ。

３つ目は、その５行目以降ですけれども ADI の記載に関するところです。ADI の記載に関しましては、文章をちょっと区切った方がわかりやすいということもありまして、ちょっと読みますと、「２年間慢性毒性/発がん性併合試験の 30 mg/kg 体重/日であると考えられ」となっておりますけれども、これを「考えられた」で切って、その後「ラットの無毒性量の最小値は、30 mg/kg 体重/日」と、ラット以外での各試験で得られた無毒性量を比較すると、その後の「一日摂取許容量 (ADI) の設定には」を削除しまして、「イヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の無毒性量 19.9 mg/kg 体重/日が最小であったことから、この値を一日摂取許容量 (ADI) の根拠とすることが妥当と考えられた」ということに修正していただきたいと思うんです。前よりは多少わかりやすくなったかと思います。

○小泉委員長　ありがとうございます。今の修正案について御意見ございますか。外の委員の方々はいかがですか。よろしいですか。

どうぞ。

○野村委員　確かに今の御意見のとおりかと思いますが、ただこれは一応専門調査会で議論してきた経過があるわけですね。したがって、例えば「一過性」のところなども単純なミスとも私はちょっと思えない面もありますので、審議経過と照らし合わせた上で慎重に審議して、これを変えるなら変えるでいいですが、そういう取り扱いをお願いしたいと思っておりますけれども。

○小泉委員長　専門調査会に 1 回戻すということでしょうか。

○野村委員　いや、審議記録がありますね。そういうところをちょっと見るとか、必要に

応じてその辺に何かの手を打つとか、そういう対応を、要するに過去の審議経過と照らし合わせた上での慎重な対応をお願いしたいということです。

○小泉委員長 廣瀬さん、いかがですか。私は、中身を変えるわけじゃなくて書きぶりだけかなとは思っているのですが。

○廣瀬委員 例えば「軽微」か「一過性」かというのは、ほとんど変わらないとは思いますが、結局これは評価書についても評価してありまして、その評価書が「一過性」となっております。それから、実際に我々データを見ると、コンスタントに体重増加抑制があるわけではなくて、その週飛び飛びにあるということですので、これがより正確な表現だと思っております。

○小泉委員長 野村さん、いかがですか。何だったらチェックした後にパブコメに出すかですね。

○野村委員 そうですね、その方が良いかと思います。

○廣瀬委員 私自身は議事録は見ておりませんので、その議事録を確認して多分問題はないと思いますけれども、一応確認したいと思いますけれども。

○小泉委員長 要するに、ちょっと変えるところは恐らく「軽微」をチェックした結果、「一過性」であったという点だけではないかなと思うのですね。その後は、とにかく文言の修正だけなので誤字に近いようなものだと思いますが、外の委員の方々はいかがですか。もう一度再確認してからパブコメに出すのか、あるいはもう今の廣瀬さんが言われたのでOKするか、いかがですか。

長尾さん、どうですか。

○長尾委員 今の修正でいいとは思いますが、専門委員会の方にこれでいいですねというのを聞いてもいいかなと思うんです。実際に見ると、イヌとラットがそんなに差もないし、あまり問題はないような気がします。基本的には廣瀬先生のものでいいとは思いますが、ただ専門委員会の方のはどういうレスポンスなのか、それでいいというならい

いとは思うんですけれども。

○ 廣瀬委員 済みません、これは座長には確認したんですか。

○ 北條評価課長 これは所見の見方になると思うので、専門調査会の方にこの点「一過性」で修正が可能かどうか確認だけさせていただいて、もしよろしければその他のところも、今、御指摘のように修正いたしまして、パブコメをしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

○ 小泉委員長 今の課長の案でいかがですか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○ 小泉委員長 わかりました。そうしたら、事務局の方で確認して、廣瀬さんの方で再確認させていただいて、パブリックコメントに出すということにいたします。

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

○ 小泉委員長 次の議事に移ります。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について」です。まず「添加物 1 品目に関する食品健康影響評価について」です。本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手续が終了しております。

事務局から説明をお願いいたします。

○ 北條評価課長 資料 3 - 1 に基づいて御説明いたします。2, 6 - ジメチルピリジンの評価書でございます。評価書の 2 ページの審議の経緯にございますように、本添加物につきましては、2010 年 5 月に厚生労働大臣から評価の要請があったものでございます。評価書(案)につきましては、本年の 6 月 10 日から 7 月 9 日まで国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

結果でございますけれども、最後から 2 ページ目に記載がございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。なお、最後のページに記載がございますように、事務局で点検いたしまして一部文言の修正をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても評価内容に変更をする必要はございませんので、専門調査会の評価

結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

○小泉委員長　ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

本件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」ということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小泉委員長　続きまして、動物用医薬品２品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましても、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手续が終了しております。

事務局から説明をお願いいたします。

○北條評価課長　資料３－２と３－３に基づいて御説明を申し上げます。まず、資料３－２、鶏コクシジウム感染症生ワクチンの評価書でございます。２ページの審議の経緯に記載がございますように、本生ワクチンは２００２年１０月に製造承認をされたものでございます。２００８年１２月に再審査申請がございまして、それを受けまして、農林水産大臣より再審査に係る食品健康影響評価について要請がございました。併せまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

評価書（案）につきましては、本年６月３日から７月２日まで国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

結果は、最後のページに出ておりますが期間中に御意見・情報はございませんでした。

続きまして、資料３－３の牛クロストリジウム感染症５種混合トキソイドの評価書でございます。やはり２ページの審議の経緯に記載がございますが、このものにつきましても農林水産大臣からは再審査に係る食品健康影響評価について、厚生労働大臣からは残留基準設定に係る食品健康影響評価について、それぞれ要請があったものでございます。

さきの評価書（案）と同様に、６月３日から７月２日まで国民からの御意見・情報の募集が行われております。

結果は、最後のページに記載がございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。

したがって、2件の評価書につきましては、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたらよろしくお願いします。よろしいですか。

それでは、本2件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」ということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（４）『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成22年6月分）について

○小泉委員長 次の議事に移ります。「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成22年6月分）について」です。

事務局から報告してください。

○小野勸告広報課長 それでは、資料4に基づきまして御報告いたします。「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等、今回は22年6月分でございます。

6月中の件数は全部で72件ございました。内訳ですが、食品安全委員会の関係が14件、食品の安全性の関係が12件、食品一般の関係で43件、その他が3件という内訳でございます。

次のページに時系列で件数を示しております。今月は72件ということで、ずっと40件とか50件台でしたが、約1年ぶりの70件超えということでございます。

特に目立った質問として、妊婦さんからメチル水銀の摂取についての質問が全部で7件ぐらいありました。

3ページ目にQ & Aを記してありますが、先ほど申し上げましたように、今月はメチル水銀の摂取に関する質問が多かったので、今回のQ & Aは、マグロ等の魚には胎児に影響があるメチル水銀が含まれていると聞きましたが、妊婦が魚を食べても大丈夫ですかとい

う問いを用意しました。

これに関しましては、魚介類の体内には食物連鎖を通じて微量のメチル水銀が蓄積されており、特にクジラとかマグロとか一部の魚介類には、食物連鎖を通じた濃縮を経てメチル水銀の濃度が比較的高いものが見受けられるということでございます。

メチル水銀は体内に取り込まれた後、消化管から血中へと吸収され、肝臓、腎臓、を經まして糞尿として排泄されるということの外、毛髪にもメチル水銀が含まれて毛髪に伴って体外に出されるといった代謝が行われます。

妊婦の場合には、体内に入ったメチル水銀の一部が、胎盤を通過して胎児に移るという影響が出てまいります。その胎児につきましては、機能的発育に影響を及ぼす可能性があるということでございます。

食品安全委員会では、17年8月にメチル水銀に関するリスク評価を取りまとめております。胎児をハイリスクグループとして、妊婦が1週間に摂取しても胎児に影響を及ぼさない量を、妊婦の体重1 kg当たり水銀として2.0 μg以下といたしました。

食品安全委員会のホームページでは、メチル水銀の摂取量を耐容週間摂取量以下に抑えた1週間の魚の献立などの例も御紹介しておりますので、是非御参考にしていただきたいということでございます。

魚介類は、良質なタンパク質やEPA、DHA等の不飽和脂肪酸を多く含む食品であります。また、カルシウムなどの微量栄養素の摂取源として食生活に不可欠なものでございます。メチル水銀の濃度が高い魚ばかり多量に食べることを避けて、魚食のメリットを生かしましょうということでございます。

4ページ目に、メチル水銀の摂取に関しましては食品安全委員会を初め、厚労省、農水省でも情報を提供しておりますので、是非御覧ください。
報告は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明について、どうぞ御質問ください。

○長尾委員 前を読んでいるときは気にならなかったんですけども、結局普通に食べている分にはこんな量にはならないよ、大丈夫ですよということなんですね。この文章の中「メチル水銀濃度が高い魚ばかりを多量に食べることを避け」というのは結構微妙な表現で、だけれども最後には「魚食のメリットを活かしましょう。」と、そこはいいんですね。

れども、普通に食べていればこの量はいきませんよというメッセージが入っているのか入っていないのかがよくわからない。つまり、普通の量であれば大丈夫ですよというのがまず前提にあって、いろいろ書いてあるのはいいんですけども、結局そこがはっきりしないのがちょっと気になったんですけども。

○小泉委員長 おっしゃるとおりなんです、この説明を書き直した方がいいということですか。

○長尾委員 結局、最後の文章だけ見ると「水銀濃度が高い魚ばかりを多量に食べることを避け」というのは書いてあるわけで、それが最終メッセージになっちゃうのかどうかちょっと気になったんですけども。

○小泉委員長 基本的にはメチル水銀は妊婦さんの問題であって、一般の人は例えばかなり高いメチル水銀を食べ続けても毒性所見は見られていないということですね。ですから、ポイントは妊婦さんだということです。

この間、太地町の問題がありましたが、あの方たちは平均 50 ppm を超す人もいたということですが問題は起こっていないということなのです。したがって、妊婦さんについてはポイントが 2 つありまして、胎盤を通過して胎児に移行すると。すなわち、胎盤ができるのは 15 週以降、妊娠 4 か月末ですから妊娠に気づいた後、高濃度のマグロとかクジラとかを食べることをやめても間に合うということが 1 つのポイント。

もう一つは胎児の機能的発育、これが難しいのですが機能的と器質的と 2 つありまして、いわゆる器質的な障害というのは妊娠初期に見られる奇形ですね。したがって、メチル水銀は奇形を起こすわけではなくて中枢神経の発達、いわゆる知能とかあるいは運動機能といった神経機能影響を及ぼします。奇形は起こさないということを示しているわけです。ですから、健康影響としては 2 つがポイントで、ハイリスクは妊婦さん、要するに胎児だということを示しているわけです。追加で何か小野課長から説明ありますか。

○小野勸告広報課長 答えのところの 2 行目、冒頭のところで「その含有量は一般に低いので健康に害を及ぼすものではありません」と。ただ一部高い含有量のクジラとかマグロとかがあるという書きぶりをしております。

○長尾委員 それだったら最後の方にそれが来るといいと思うんですけども、そう書いておきながら最後はそういう高い魚ばかり多量に食べることを避けて、そっちのメッセージが非常にきいてしまっているような気がしたんですけどもね。それは私の感じですから。

○小泉委員長 外の委員の人はいかがですか。
どうぞ。

○畑江委員 これは DVD に載っていますね。DVD はダウンロードできますでしょう。あの中にたしか 1 週間にキンメならどれだけとか、何ならどれだけというモデル献立の例があったので、それもちょうと書いてあげると親切かもしれません。

○小野勸告広報課長 それは 3 パラグラフ目の後段のところで、ホームページでキハダマグロ、イワシ、アジ、サケ、サバ、カジキとか、1 週間の間に、これぐらい魚を食べても耐容摂取量以下になるというメニューの例を示してございます。

○小泉委員長 それは 4 ページの何番目ですか。たしか、厚生労働省の推奨量というのですか。

○小野勸告広報課長 メニューは 2 番目の「ママ、メチル水銀って知ってる？」という中に 1 週間の献立が載っています。

それから、厚労省からのデータなども下のリンク先にあります。

○長尾委員 結局、普通に食べている分には問題ありませんというメッセージになるのか、最後の 1 行がきいてしまって、メチル水銀の高い魚ばかり多量に食べることを避け、というところが物すごくきいてしまうのかという、それだけの話なんですけれども。

○小泉委員長 恐らく、これは評価書にもそういう記述があったのではないかなと私は思いますので。

○長尾委員 多分、評価書レベルではいいと思うんですけども、これは素人の説明文と

してちょっと引っかかったというだけですので。それは私の意見ですけれども。書いてあることは別に間違いではないと思いますけれども。ファイナルメッセージがちょっと強いかなという。

○小泉委員長 ただ、厚生労働省も書いているように、例えばキンメダイだったら１か月に何回とか書いてあるということは、やはり高い魚ばかりを多量に食べるのは避けた方がというのは私は事実だと思うのですね。

○長尾委員 いいです、結構です。

○小泉委員長 よろしいですか。では、外の委員の方々。直した方がよろしいというのであれば直しますが。多分、これは説明に評価書結果を間違わないように引っ張ってこられている場合が多いと思いますので、逆に変えるのもちょっと問題かなと。よろしいですか。

○長尾委員 結果的には、普通に食べていればどんな魚を食べても大丈夫ですよということだと思いますけれどもね。

○小泉委員長 しかも、１ ppm を超えるような魚はめったにないですから、普通に食べたら大丈夫です。

○長尾委員 という方がわかりやすいと思ったんですけれども、結構です。

○小泉委員長 外の委員の方々いかがですか。よろしいですか。

(５) 食品安全関係情報 (６ 月 21 日 ~ ７ 月 2 日 収集分) について
--

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「食品安全関係情報 (６ 月 21 日 ~ ７ 月 2 日 収集分) について」です。

事務局から報告をお願いします。

○本郷情報・緊急時対応課長 それでは、資料 ５ - １ 及び ５ - ２ に基づきまして、食品安全関係情報について報告いたします。

まず、資料 5 - 1 ですが、これは食品安全委員会が 6 月 21 日～ 7 月 2 日にかけて収集した情報を地域別、ハザード別に分類して一覧表にしたものでございます。合計で 141 の情報を収集していますが、今日はこの中から 3 件の情報について紹介いたします。

資料 5 - 2 を御覧ください。化学物質分野からは、オーストラリア政府が 6 月 30 日に公表いたしました、ビスフェノール A を含むほ乳瓶の段階的廃止について紹介いたします。

真ん中あたりの注 1 に、ビスフェノール A の説明がございます。ビスフェノール A は、ヒトの内分泌系への影響が懸念される物質として社会的に関心が持たれている化学物質です。主にポリカーボネート樹脂、エポキシ樹脂などの原料として使用され、ポリカーボネート樹脂を用いた食器や、缶詰の内面塗装剤にエポキシ樹脂が使われている場合、食事を通じて体内に取り込まれる可能性があります。

次に、本文について報告いたします。第 2 パラグラフです。この任意の段階的な廃止は、主要小売業者が豪州政府と数か月にわたって議論を行ってきた結果である。段階的な廃止は、7 月 1 日より開始されるとのことでございます。

FSANZ が、ほ乳瓶の BPA や可塑剤の安全性を評価したところ、「その摂取量が極めて低く乳児の健康にはリスクとならない」との結論に達したとのことでございます。しかしながら、米国食品医薬品庁が今年初めに「BPA による乳幼児へのリスクに関してさらなる研究を行う」と発表し、多くの国が消費者の懸念及び FDA の発表に反応して、BPA を含むほ乳瓶の自主的な市場撤退を要請した。このような決定は米国、カナダ及び欧州の数か国でとられたとしております。他の業者に対しましても、後に続くことを呼びかけている模様でございます。

訳注のところでございますが、日本におきましては、ガラス製のほ乳瓶が多く使用されております。また、ポリカーボネート製のほ乳瓶のかわりにポリフェニルサルホン、ポリエーテルサルホン、ポリプロピレン製のほ乳瓶等が開発され販売されております。

国内におきましては、ポリカーボネート製のほ乳瓶は一部で販売されておりますが、ビスフェノール A の溶出の実態調査では、その定量限界（0.0005 ppm）で測定できるか否かの程度の溶出しか認められなかったと報告されております。これは現在の規格値である 2.5 ppm をはるかに下回るものとなっております。

次の 2 ページ目を御覧ください。関連情報といたしまして、オーストラリア保健・食品安全局がほ乳瓶の BPA 溶出検査の結果を公表しております。また、欧州食品安全機関（EFSA）が先週末に BPA に関する最終意見書を 9 月にまとめる旨を公表し、BPA の耐容一日摂取量（TDI）を 0.05 mg/kg 体重/日を維持することを示唆しております。

意見書の内容につきましては、下記の（１）～（４）に示されているとおり包括的なものとなる模様でございます。

一方、国内では厚生労働省がビスフェノール A についての Q & A を公表している他、当食品安全委員会でも「食器などのプラスチック製品に含まれるビスフェノール A に関する Q & A」と「お母さんになるあなたへ」を公表いたしまして、ビスフェノール A について注意喚起を行っているところでございます。

なお、このビスフェノール A につきましては、器具・容器包装専門調査会生殖発生毒性等に関するワーキンググループにおいて、調査、審議を行っているところでございます。

次に、３ページ目を御覧ください。微生物・プリオン・自然毒分野からは、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）が６月１７日に公表した「スプラウト及びサラダ用カット野菜の微生物汚染」について紹介いたします。

第２パラグラフですが、生鮮スプラウト及び数日前にカット、洗浄、包装され袋詰めで販売されているサラダ用カット野菜は劣化しやすい食品である。冷蔵保存しても、微生物による劣化が急速に進行する可能性があり、リステリア菌などの病原微生物汚染の危険があるとのことでございます。

２００９年に小売パック入りの生鮮スプラウト ５９サンプルを調査した結果、１０ で保存された製品中の総菌数は４日後には急増し、品質保証期限後には 2.0×10^{10} cfu/g を超過していた。一般に品質保証期限時には、総菌数が摂取時の平均総菌数を上回ることが示された。２００８年に小売のサラダ用カット野菜 １３３サンプルのリステリア汚染を調査したところ、サンプルの５％、特にキャベツ入りサラダからリステリア菌が検出されたとしております。

サラダ菜やキャベツの葉には、微生物に対する天然の防御機能が備わっているが、カットされるとそれが破壊される。カット面に漏出した細胞液は微生物の増殖を促進する。さらに、プラスチックパック内の湿気は微生物の増殖に適している。研究文献には、堆肥の使用による栽培及び収穫時の汚染、加工段階での汚染水による洗浄など、スプラウト及びサラダ用カット野菜の微生物汚染の原因が多数挙げられております。

専用容器でのスプラウト栽培は、微生物の増殖を助長するので、定期的な洗浄を厳守しなければならないとしております。

まとめといたしまして、BfR は消費者に向けて、スプラウトやサラダ用カット野菜は、摂取する前に付着微生物を減らすためよく洗浄するよう助言してしております。

関連情報といたしまして、海外では米国、カナダ、FSANZ がスプラウトに関するファクトシートなどを公表してしております。次のページですが、国内でも農林水産省が野菜の衛生

管理についての情報などを公表しております。

最後に、その他の分野といたしまして、米国疾病管理予防センター（CDC）が6月24日に公表した米国成人のナトリウム摂取について紹介いたします。

本レポートは、2005～2006年全国健康栄養調査のデータに基づきまして、20歳以上の一日当たりナトリウム摂取量を推定したもので、条件に適合した最終対象者は3,922人であった。本レポートによれば、米国成人の10人に9人がナトリウムの摂取過多で、摂取源の77%が加工食品・飲食店の食品となっているとのことでございます。

2005年米国民食事ガイドラインは、一日当たりのナトリウム摂取量を成人健常者2,300 mg未満、食塩換算で5.8 g、高血圧者・中高年者・アフリカ系アメリカ人1,500 mg、食塩換算で3.8 g未満を推奨していますが、今回の調査でこの量を守っているのは、調査対象者のわずか9.6%に過ぎないことがわかった。1人当たり平均摂取量は3,466 mg、食塩換算で8.8 gであったとしております。

また、ナトリウム摂取源の種類別で見ますと、パン、クッキー、ピザなどの加工穀類が36.9%。それから、肉類・魚類が27.9%と大半を占めているということでございます。

関連情報といたしまして、厚生労働省「2010年版日本人の食事摂取基準」を挙げております。これによりますと、平成17年及び18年国民健康・栄養調査における成人の食塩摂取量は、男性で11.5 g/日、女性で10.0 g/日であり、食生活の違いからか米国の平均値に比べてやや高い実態にあります。

また、今後5年間に達成したい食塩摂取の目標量として、男性は9 g未満、女性は7.5 g未満としております。

以上でございます。

○小泉委員長　ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

畑江さん、何かありますか。

○畑江委員　これまでアメリカ人はもっと低いとみんな信じていたのに、案外だなというのでこれはおもしろい結果だと思います。

○小泉委員長　ただ日本人より低いですね。

○ 畑江委員　そうですね。

○ 小泉委員長　ただこれは、日本人は中央値で 11.5 としているのですが、向こうは平均値というのは算術平均値なのですか。恐らく。どうなのでしょう、わかりませんか。

○ 本郷情報・緊急時対応課長　そこまでは調べていませんけれども、恐らくそうではないかと思われます。

○ 小泉委員長　思いますね。平均摂取量は、日本人と同じぐらいかなという気がしないでもないのですけれども。多分、日本人よりはずっと低いということですね。平均すると高目に出るのですね。中央値ですから 11.5 ということは 12 以上がかなりいると、半分ぐらいいるということなのですね。日本人の方がずっと高いということですね。わかりました。外に何か御意見ありませんか。よろしいですか。

外に議事はございますか。

○ 西村総務課長　外はございません。

○ 小泉委員長　それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。次回の委員会会合は 7 月 22 日木曜日 14 時から開催を予定しております。今後、予定される専門調査会は、あす 16 日金曜日 14 時から化学物質・汚染物質専門調査会幹事会が公開で開催される予定でございます。また、食品安全委員会では、小学校高学年児童を対象とした夏休み企画ジュニア食品安全委員会を、昨年に引き続き本年も 8 月 20 日金曜日 14 時からこの会議室で開催いたします。私たち委員と一緒に食の安全について楽しく学んでいただく企画ですので、小学校 5、6 年生とその保護者の方の参加をお待ちしております。

それから、食品安全委員会ではリスク管理機関からの要請がない場合でも、国民の健康への影響が大きいと考えられるものなどについて、自らの判断により食品の安全性に関するリスク評価を行っているところです。本年度の案件選定に当たりましては、広く国民の皆様から案件候補を募集するとともに、これに関する意見交換会を 7 月 30 日金曜日 14 時から当委員会の中会議室で開催いたします。

本件及びジュニア食品安全委員会の概要、参加の申し込み方法等につきましては、当委員会のホームページ、それからこの会場の隣の展示コーナーに御用意しておりますので、

お知らせのところを御覧いただきまして御応募いただければと思います。

また、13日から食品安全委員会のホームページがリニューアルされました。とても明るく優しい感じに変わっております。是非それも活用していただければと思います。

それでは、以上をもちまして「食品安全委員会（第340回会合）」を閉会といたします。
どうもありがとうございました。